

設置者等の連絡先確保について

令和 5 年 6 月 5 日

産業保安グループ

電力安全課

設置者等の連絡先確保について

- 電気事業法に基づく設置者等からの届出の様式において、当該設置者等の連絡先は、記載事項となっていない。
- 今般の風車の倒壊事故を受け、経済産業省では、他の風車の設置者等に対し緊急点検等を要請。こうした緊急時の連絡を想定し、設置者等の連絡先の届出を得て、国からの迅速・確実な連絡方法を担保すべきではないか。
- 具体的には、届出様式を変更し、設置者等の連絡先（電話番号・メールアドレス等）を求めることにしてはどうか。

<電気事業法に基づく届出内容の一例（主任技術者選任届出）>

◆ 設置者の氏名、住所
◆ 主任技術者を選任した事業場の名称および所在地
◆ 主任技術者の氏名、住所、生年月日
◆ 主任技術者免状の種類及び番号
◆ 主任技術者が主任技術者の職務以外の職務を行っているときは、その職務内容
◆ 主任技術者の監督にかかる電気工作物の概要
◆ 主任技術者の選任年月日

追加

設置者等の
・電話番号
・メールアドレス など